



発行  
日本共産党  
寝屋川市議員団  
824-1181(内線2399)  
FAX 824-7760  
Email:jcpnc@cc-net.or.jp  
NO. 2473

太田 とおる  
高柳2-49-2  
TEL 826-1664  
田中 ひさ子  
国松町10-36  
TEL 823-1714  
中林 かずえ  
宝町4-33  
TEL 839-2289  
中谷 光夫  
高宮2-19-5  
TEL 823-5947  
松尾 信次  
下木田町12-6  
TEL 821-7427

# 職員と保護者から意見を聞かずに あ・ひ園の運営見直し策を策定



## 9月議会に「指定管理者制度導入」と 「事業者指定」の同時提案は議会軽視

中谷議員は、26日、一般質問をしました。6月議会に市民と全国から寄せられた「あかつき・ひばり園の公設公営の継続を求める請願」署名8万5166筆の重みを述べ、3通の手紙を紹介し、「あかつき・ひばり園」が「寝屋川が全国に誇るすばらしい福祉の宝」と訴えました。

また、市が9月議会に「あかつき・ひばり園の指定管理者制度導入」と「指定管理者の指定」の提案としていることは、例がないことであり、議会が持つ行政のチェック機能の役割を否定する、あまりにも議会軽視の考え方と批判しました。

寝屋川で唯一の障害児乳幼児の療育施設として、寝屋川のこどもたちの発達支援センターの中軸の役割を果たしてきた。市の職員だからこそ、長年の実践と経験に裏づけられた豊かな専門性と子ども・保護者との信頼関係が築かれてきたと述べました。

そのうえで、経済的な「効率化」のための「指定管理者制度」は根本的になじまないとして、「導入」の経緯と検討状況、考え方を質しました。

市は、以前から部内で財政的な超過負担解

## どの子にも生きる権利 自治体には保障する役割

中谷議員は、市の答弁からも、「障害児施策」である「あかつき・ひばり園の運営見直し」を「障害者施策」と一体に、「障害児者福祉の充実策」としたのは、市の方針策定以前に、社会福祉法人と協議を進めた結果だとして、最も意見を聞くべきは、職員・保護者・関係障害児者団体だと、「指定管理者制度の是非」の検討を求めました。

市は、「施策の実施責任は市にある」、「公的責任を引き継ぐ」と述べましたが、それなら「指定管理者制度導入」をやめるべきです。また、「療育水準を低下させない」、「センター的役割を果たす」と言いますが、従来の児童発達支援ネッ

トワークの「中軸の役割」からネットワークに「参画」と言い換えで説明しています。

保護者や関係団体などからは、「検討会」が開かれているが、課題は先送り、市の工程表に合わせた進行になっている。「説明会」とどう違うのか、わからないとの声もあります。

中谷議員は、障害児乳幼児の全国に誇る療育施設・児童発達支援センター「あかつき・ひばり園」は生存権的権利を保障する重要な施設であることをふまえて、「どの子にも人間として生きる権利がある。そのことを保障するのが自治体の役割だ」と求めて質問を終わりました。

文字通り国民の未来がかかった参院選挙です。都議選では、日本共産党は議席倍増を果たしました。参院選挙の比例代表は「全国は一つ」の選挙です。戦前の誤った暗黒政治、あいつぐ侵略戦争で、日本国民とアジア諸国民などが計り知れない犠牲者となりました。そうした反省のうえに、今日の男女平等の普通選挙権があります。「国民こそ主人公」、主権者として、憲法が掲げる平和で民主的な日本の未来につながる新しい政治へ、大きな一步を踏み出す選挙にしたい▼この間、自分なりに心がけてきたことがあります。大量の報道、情報に流されることなく、「真実」を見きわめ、知る努力を大切にすること、どんな時でも、どんな場合でも、絶対「思考停止」に陥らないようにすることです。ともすれば、主体性がなくなると、「権力」や「権威」に取り込まれやすくなります。ある意味、「民主的」な社会だけに、戦前より誘惑が強いかも知れませんが▼戦前の話です。特高警察などが監視する中で演説会。弁士は、ベルリンをめざすドイツの旅人の例え話で訴えました。旅人が「あとどれぐらいで着けますか」と尋ねます。「あなた次第だよ」の答えが返ってきます。最後まで張り抜いた者が勝利する。選挙の鉄則です。

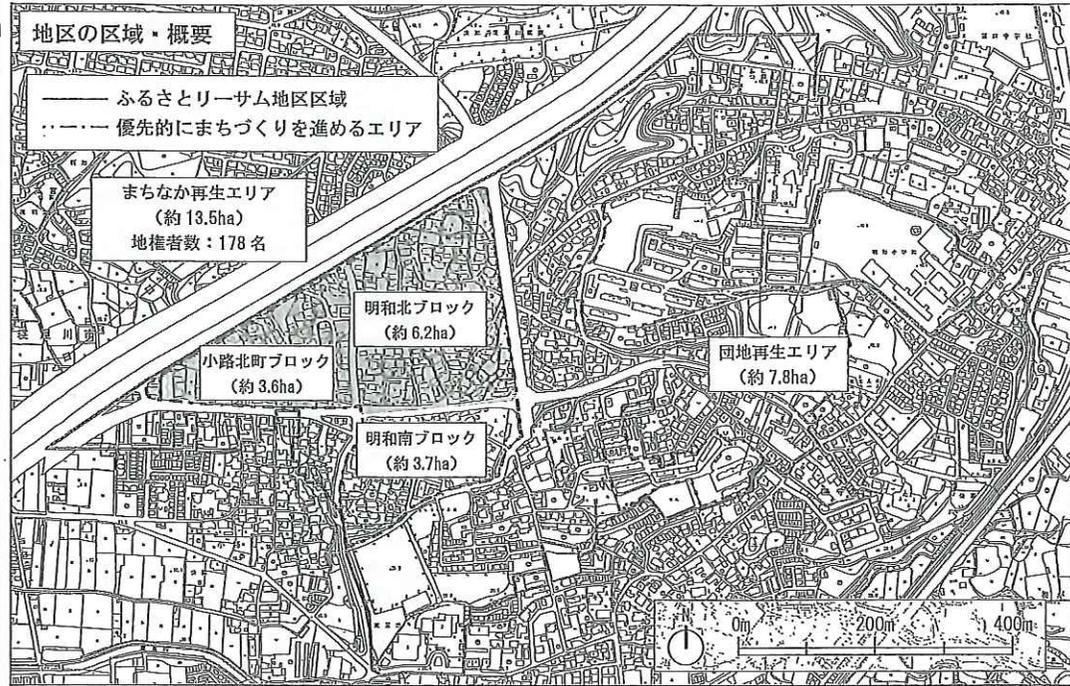
「ふるさとリーサム地区 まちづくり整備計画 (案) 概要版 平成25年3月 寝屋川市」より

# 安心して住みつづけられるまちへ 住民合意が基本のまちづくりを

## 1. 地区の概要

本年度は、昨年度に策定した「まちづくり構想 (案)」において、「優先的にまちづくりを進めるエリア」に位置づけられた「まちなか再生エリア」、「団地再生エリア」を中心に具体的な事業化に向けた検討を行い、「ふるさとリーサム地区まちづくり整備計画 (案)」を作成しました。

地区の概要は下図のとおりです。



## 地権者役員と市が協働の「リーサム地区 まちづくり整備計画 (案)」は見直しを

中谷議員は一般質問で、東部まちづくりについて、質問しました。

この間、寝屋川市は第二京阪道路沿道のまちづくりに深く関わってきました。中でも、「地域特性を活かしたまちづくり活動支援等業務」のコンサルタント業者への委託は、従来はなかったことです。市が関わってきた状況と法的根拠を質しました。

市は、地方自治法第1条と232条の2が根拠と答えました。

次に、「ふるさとリーサム地区まちづくり」について、「まちづくり協議会」の結成から「まちづくり整備計画 (案)」まで、全面的に深く関与する理由と参加状況を質しました。

市は市民との協働、地権者は178名、住民の世帯数は把握していないと答えました。

市は、事業として決定していないと答えましたが、役職者だけでも十人超の特別体制で「まちなか再生エリア」を「優先的にまちづくりに取組むエリア」と位置づけ、「団地再生エリア」とともに具体的な事業化に向けた検討をおこなっています。

市は「優先的」とした理由は「ふるさとリーサム地区まちづくりを考える会」の意向によると答えました。

市は「まちづくりは住民が安心して住みつけられることが基本」と答えました。そうなら、借地・借

家人が排除された「まちづくり」は根本から見直すことが必要です。

また、市営住宅の移転集約、建替えについても、梅が丘小、四中の廃校を前提にした「小中一貫校」についても、住民合意を基本にするよう求めました。

市は「まちづくりは住民が安心して住みつけられることが基本」と答えました。そうなら、借地・借

## 5. スケジュール

エリア	H25(1年目)	H26(2年目)	H27(3年目)	H28(4年目)	H29(5年目)	H30(6年目)	H31(7年目)	H32(8年目)
まちなか再生エリア								
1) 明和北ブロック	地籍調査	移転補償・用地取得・道路整備		沿道のまちなみ形成等のまちづくり地区計画				
2) 明和南ブロック		地籍調査	移転補償・用地取得・道路整備		沿道のまちなみ形成等のまちづくり地区計画			
3) 小路北町ブロック			地籍調査	移転補償・用地取得・道路整備		沿道のまちなみ形成等のまちづくり地区計画		
団地再生エリア【PFI等】	明和住宅改良4号棟の除却 市営住宅長寿化計画の策定 明和住宅基本設計等	明和住宅建替事業手法の検討 (PFI事業等による建替計画の立案)		明和住宅建替事業の事業化 ・入居移転 ・建替建設	明和住宅建替事業の事業化 ・入居移転 ・建替建設	明和住宅建替事業の事業化 ・入居移転 ・建替建設	余剰地のまちづくりに資する活用	
1) 小中一貫校			方向性の検討					施設整備

※上記スケジュールは現時点での予定であり、今後変更する可能性があります。

**議員誌**

**中谷 光夫**

JR東寝屋川駅前で、後援会員と一緒に毎週金曜日、「寝屋川民報」を配布し、挨拶と訴えを行うようになって一年になります。

毎回二百枚以上を目標に取り組んでいます。市内の他の駅と違ってローカル感があります。受け取る人、受け取らない人、すべてとはいきませんが、大概の人の顔を覚えます。先週のことです。いつも受け取ってくれる青年がいます。高校を卒業して、四月から

私服です。「少しやせたかな」と声をかけました。「先週はなかなかです」と返ってきました。雨だったんで、中止しました」と言いながら、気にしてくれていたんだと、心から嬉しくなりました。

何人か、そういう方がおられます。時間があれば、ゆつくり日頃の思いを聞いてお話ししたい。機会が来ることを願って、これからも「癒し」に助けられ頑張りたいと思います。

寝屋川市政について、ご意見ご要望をお寄せ下さい。